

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	那覇市体育施設（市民体育館、市民庭球場、首里石嶺プール） の利用許可の取消し等
根拠法令及び条項	那覇市体育施設条例第12条
処 分 基 準	
○那覇市体育施設条例 (利用許可の取消し等) 第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。 (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。 (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 N P O 法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日